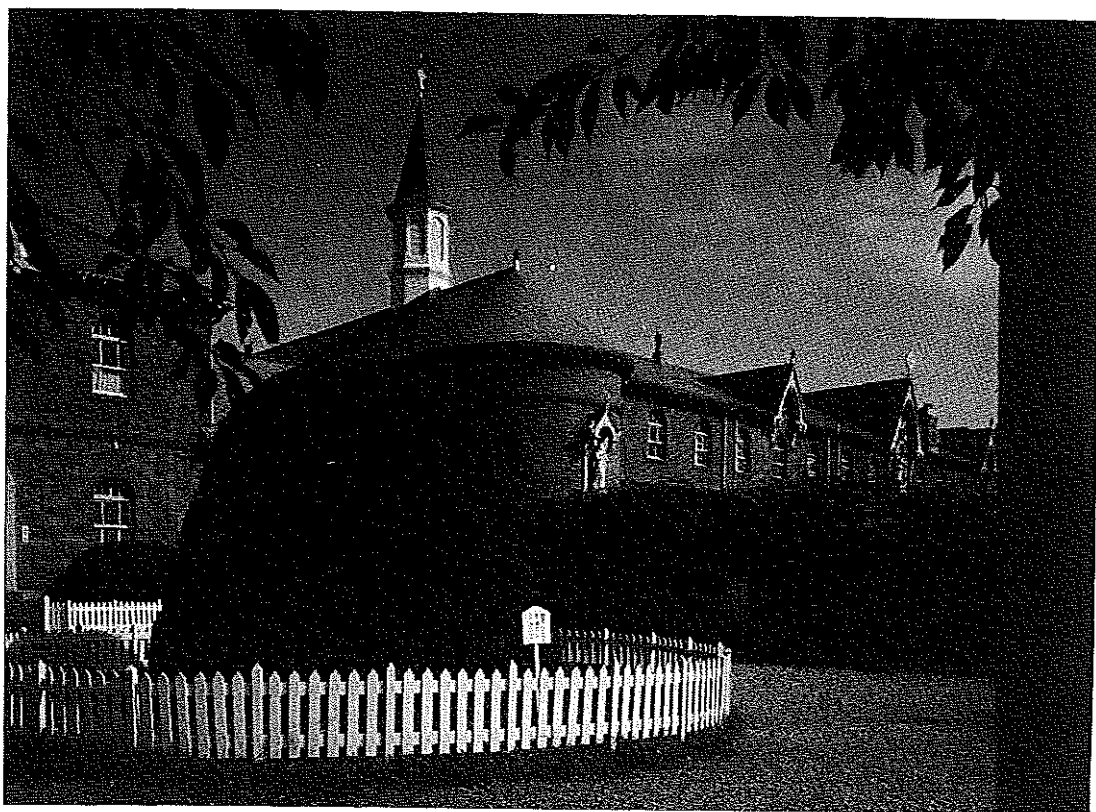


# 行政ほつかいどう '82.11



函館トラピスチヌ修道院（北海道観光連盟提供）

## 目次

御意見、御要望にお答え…………… 2	住宅金融公庫の住宅建設資金 融資額が変更となりました……………10
被保険者期間と組合員期間の計算…………… 6	支部のうごき……………11
寄稿、お金に五つの種類…………… 6	健康アドバイス（歩く効果を 見なおそう）……………11
相続税の計算…………… 7	事務局日誌……………12
会員のうごき…………… 8	
北海道の最低賃金…………… 9	

# — 御意見、御要望にお答え —

(第1次分 第1回々答) 企画部

前号で御希望、御意見の御提出をお願いしましたところ、御多忙の中を励ましのこととともに、早速反響が現われ感謝致しております。

とりあえず、10月末日までに御提出いただいたものを第1次分とし、所管部又は委員会から逐次発表することにします。

なお、いろいろの御希望や御意見をいただいておりますが、他の回答を御覧いただくことによって御理解いただけるようなものについては項目を省略していますので御了承願います。

## 〔総務部関係〕

1. 行政書士試験の合格率が60%~70%では、国民の大半が行政書士になってしまい、行政書士としての品位を欠くので、もう少し、高度な試験(司法書士程度)にできないか。

### 回 答

行政書士試験は御承知のように知事が実施しているわけですが、昭和51年度までは合格率高く、60%~70%という時期もありました。しかし、その後は次第に合格率もきびしくなり、近年は30%前後の合格率が続いています。

行政書士制度の発展には、若い人たちに期待をかけたのですが、近年は補助者や会員の後継者が行政書士試験にパスするため一生懸命勉強して挑戦していると聞きますので、最近は、かなり高度な試験になってきているように思われます。

なお、目下国会に提出されている行政書士法の改正案によると行政書士試験は国家試験に移行し、全国统一試験が実施されることとなりますので、全国会長会の中で、どの程度のクラスの試験を求めるべきか討議の時期もあると考えられます。

2. 網走支部総会の代議員制は、出席率を気にするからであろうが、納得しかねる。地区役員を代議員にして、一般会員が出席できない支部総会などナンセンスである。

### 回 答

代議員制を採用しているケースは、全国的にもめずらしいと思いますが、網走支部は、地域が長大なので各地から会員数に応じて総会の出席者を確保できる代議員制は長所の一面があるように考えられます。総会のもち方については、定足数をどうするか、総会費用との関連、開催場所等を総合勘案して、今日の代議員制の採用に到達したものだと思えます。地区役員を代議員にして一般会員は出席できないといいますが、代議員の選出方法は、地区において自主的にきめるように支部規則に定めがありますので、たまたま地区役員が支部運営の事情にも明るいため、代議員に選ばれたのではないのでしょうか。

いずれにしても、支部内で自主的に決定すべきことがらですから、あなたの御意見は、支部の方へ通知することにしました。御了承ください。

3. 本会から支部に流される文書が多く、中にはどう処理してよいか判断にまよう文書もあるので善処してほしい。

### 回 答

本会と支部との連携強化の意味で、支部で知っておいた方がよいと思われる文書はすべて支部に流し、情報の伝達につとめていますので、役員会や研修会において必要な部分だけ発表して、活用願えれば幸いです。全会員に周知を要するものは、本会で措置しますので、そのことを念頭において処理していただければ、支部で迷惑することはないと考えております。

## 〔企画部関係〕

1. 地方では、業務の多い者は数名にすぎず、他の多くの行政書士は仕事がなく生活がなりたたない。仕事のバランスをとるよう会の働きかけを望む。

### 回 答

本会では、支部を設置してその活動に必要な交付金等を交付し、支部の運営、会員の研修、非行政書士の排除による職域の確保など、支部活動の活性化を計っています。また、業務について分からない点があれば支部へ申し出れば、担当役員が指導してくれると思います。こうしたことが行政書士会の活動の限界であり、受託件数を伸ばすことは個々会員の自由競争の分野ですから、本会としては業務量の調整に介入することは許されないことを御理解いただきたいのです。

2. 行政書士業務は、報酬を得なければ書類作成又は提出代行行為をしても違反にならないかどうかを明確にしてほしい。

### 回 答

行政書士法違反の要件は、行政書士会の

会員でない者が、報酬を得て行政書士法第1条所定の書類を継続反覆して作成することです。したがって、書類の無償作成はもちろん提出代行行為を無資格者が行ったとしても行政書士法違反ではありません。

なお、詳しいことは行政書士必携を御覧になればよく分かりますが、行政書士必携8ページ(5)に要約したものが記載されていることを申し添えます。

3. 地方における業務拡大のため、PRを特にお願ひしたい。

### 回 答

本会では監察部所管で、毎年監察活動と業務のPRを兼ねポスター、しおりを携行して各市町村を巡回し、啓発活動を展開しています。また支部の希望に応じ、違反防止と啓発を兼ねたプラスチック看板を支部に配布するほか、本会としても毎年新聞広告を道新に掲載したり、会員PR用のチラシやミニカレンダーを当部が企画作成してあつせんし、PR活動に力をそそいでいます。

行政書士のピーアールは、個人としてもある程度実施することが必要ですが、それよりももっと効果的なことは、頼まれた仕事は誠意をつくしてなしとげることがより大切です。信用が仕事を産む、宣伝よりも業績、それが行政書士で成功した人たちの一致した意見です。また、間口が広がって大変だろうと思いますが、田舎ほど仕事があるという説もありますから、大いに頑張ってみてください。

4. 報酬額を増額改定してほしい。

### 回 答

報酬額の改定は行政書士法上次のようにして行われることとなります。まず、日行連において物価の上昇、他土業の報酬額等

各種の資料をととのえて自治省と報酬改定の協議をし、協議が整ったところで報酬額の基準に関する規則を改正するわけです。この規則は日行連だけで定められるのですが、行政書士法では日行連の会則で定めることになっており、会則の変更は自治大臣の認可事項になっている関係から、会則では規則に委任したものの、こうした規定の趣旨に照して、事前に自治省の承認を得るという行為をした上で報酬の規則を改定しているのです。

日行連の規則で定める報酬額の基準の性質ですが、これは各单位会が報酬改定を行う場合の根拠になる役目を果たすることになります。日行連の規則が改正されると自治省は各都道府県知事に、日行連は各单位会長に通知され、報酬改定の会則改正を進める手順になっておりますので、日行連の規則が改正されないのに、単位会独自で報酬改定を行うことはできないことを理解してください。

なお、日行連では昨年から報酬改定作業を進めているようですが、いまのところ自治省の了解をとりつけるまでに至ってはいないと聞いていますので、もうしばらくお待ちください。

5. ミニカレンダーのあっせんは賛成だが、それに印刷されている取り扱い業種の中に車庫証明手続きがあって、自動車登録の記載がないのはどういうわけか、業界の重要時でもあり理由を知りたい。

#### 回 答

本会作成の監察用しおり、会員の業務宣伝用チラシの中には自動車登録手続きを入れています。ミニカレンダーはスペースが狭い関係もあってはずれてしまいました。そういうことで、ミニカレンダーに自動車登録の業務がはずれたことについて、他意

があるわけではありませんが、字句を工夫して加えたいと考えておりますので御了承願います。

6. 次に掲げる報酬額を明示してください。

- (1) 賞状、感謝状の作成
- (2) 全快祝、内祝等の短冊作成
- (3) 祝辞、弔辞等巻紙一式作成
- (4) 記念品等に金文字の記載
- (5) 帰化許可申請一式

#### 回 答

1. (1)~(4)の毛筆(毛筆による文書の作成)記載について

これらの業務は、行政書士の法定業務ではないので、運用要領には示してありません。しかし、行政書士の法定業務でなくても経理報酬の基準だけは運用要領に示してあるので矛盾するわけですが、毛筆の場合はたいの会員は書道会に属しており、書道会の報酬額が定められているので、運用要領にはとり入れない方がよいと考えたためです。

他県では、賞状、感謝状の類をきめているところもあり、長崎会では特に考案を要する書類相当の1枚1,950円とそれだけをきめています。また、某書道会では賞状、感謝状は4,000円、全快祝等の短冊は100円、祝辞の類は字数により100字まで3,000円等の基準を決め、そのような内容を記載した本も市販されていますから、それをご覧になって自分なりの料金をきめたらよいと思います。こうした法定業務外のものについては、本会報酬額による制限は受けませんので、支部内で毛筆記載(毛筆による文書の作成)をしている方の料金、デパート等の取扱い料金等を参考にして独自にきめてください。書とか絵のように芸術の分野に入るようなものは値段があつてないようなものですから、本会としてきめかねる

ことを御理解願います。

2. (5)帰化許可申請の報酬額について  
帰化許可申請は、今後検討の上運用要領に加えるよう研究します。

7. 会報の横書きは読みにくい。新聞が読みやすいのは、縦書きを主にしているからだ。数字的なものは横書きが多いが、少なくとも記事は縦書きがよいので両者の併用が望ましい。

#### 回 答

以前は、日行連、本会の会報ともに縦書きでしたが、公文書が横書になったため横書に改められ、最近では愛知会が横書に変わっています。しかし、大方の意見が縦書きを希望する場合は、その方向で検討したいと考えております。今後とも会報が会員と本会を結ぶパイプ役を果せるよう要望意見等をどしどし寄せられ、充実した会報に育つよう御協力をお願いします。

8. ポスターのキャッチフレーズに、「書類の作成依頼は行政書士へ」とあるが、「書類の作成」の言葉は書き屋、代書屋のイメージを人々に与える。特に若い行政書士には、かつての代書人の面影はなく行政手続や法律手続の実務家としての姿が強くなっているが、それが行政書士の進むべき方向でもあると思うので、キャッチフレーズもそれにふさわしいものにすべきでないか。

#### 回 答

書類の作成は行政書士の本質的な法定業務です。「書類の作成」ということばが代書人のイメージを受けるといいますが、いろいろの職業名の変化を考えてみましょう。代書人は行政書士に、税務代理士は税理士に、産婆は助産婦に、板前は調理士に、床

屋は理容師に変わっています。しかし時代とともに名称も変り、いろいろ高度の知識技能が要求されていますが、本質的な使命が変わったわけではありません。代書人時代を考えてみますと、取り扱い業務の実態は簡単な戸籍関係の諸届けとか代筆などを頼まれるケースが多かったのではないかと思います。しかし、代書人規則による代書人の職務内容は、「他人の囑託を受け官公署に提出すべき書類その他、権利義務又は事実証明に関する書類を作成するを業とする。」というものでしたから、現行行政書士法に基づく行政書士の職務と全く変わらなかったのです。現在でも、時には手紙の代筆を頼まれたり、賞状の類を毛筆で書いてほしいという依頼があると思います。しかし、これらの仕事は代書人時代にも法定業務ではよく現在も同じことですが、昔は書きものを頼みにくる客が多かったのではないのでしょうか。われわれも、「一寸床屋まで」「歯医者に行ってくる」などという言葉が日常口にしますが、トラ刈りや、手荒い抜歯のことを考えて云っているわけではないですね。

行政書士にとって代書屋さんと呼ばれるのはよい印象ではないにしても、要は仕事に対する自信さえあれば、代書屋さんと呼ばれても気に掛けることはないし、そう呼ぶ人にとっても昔から使いなれた言葉を使うに過ぎないのです。キャッチフレーズは適切にというあなたの御意見は非常に有意義ですが、行政書士の職務をどのように短い言葉で適切に表現したらよいかと、毎年のように苦労しております。監督庁の名称使用の承認と併せて表現方法についてもチェックを受けることになるので、宣伝は不法の啓発は可の線で考えるからです。よいアイデアが浮かびましたらお知らせください。期待してお待ちしています。

9. 行政ほっかいどうは、官公署にも配布

している現状から会員のみの会報から一歩前進したものに内容を充実させてほしい。また、年計報告の分析結果は詳細公表されたが、図表の分ぐらいを発表すれば、その他の表は仲間うちのことだから発表しない方がよいのではないか、年に1回ぐらいは官公庁向けの会報編集を考えてみてはどうか。

#### 回 答

会報内容の充実、年計報告の分析、官公庁向け記事については、会報の質的向上をはかるよう研究し、内部努力を続けます。

ご存知ですかノ

#### 被保険者期間と 組合員期間の計算

被保険者期間および組合員期間を計算する場合の出発点は「資格を取得した月」であるが、喪失の場合は、厚年法・国民年金法では「喪失した月の前月まで」、国・地・公・私学・農林魚の各共済法では「喪失した日の前日の属する月まで」がそれぞれ算入され、わずかに異っている。

たとえば、4月1日に就職して翌年の3月31日に退職した人は、被保険者期間も組合期間もともに12カ月であるが、退職の日を4月1日とすると、被保険者期間は依然として12カ月であるのに対し、組合員期間は13カ月となる。

規定の微妙な違いによって、1カ月の差が生じるのである。このような差が生じてくることを前提に通算年金通則法第6条（期間の計算）が置かれている。

#### 寄 稿

### お金に五つの種類

企画部長 橋本 雄一

金の種類は、いつの世にも五種類あるそうだ。

井原西鶴は、「人生万事金之世之中」と主張した。金は天から降ってくるものでもなければ、地から湧いてくるものでもないと言っているが、たしかにその通りである。金さえあれば物質的に豊かな生活が出来る。これも現実である、鏝銭「ビタセン」と読むが、金へんに悪いと書く。また金のことを「オアシ」とも云う、「オ悪し」である、江戸時代の商人達は、貨幣の鑄造変えなどにしばしば出会って、その腹立しさを「ワルガネ」（悪銭）と表現したと、東京都公文書館に勤務している。江戸史研究家川崎房五郎氏も述べている、「悪貨ハ良貨ヲ駆逐スル」と云う表現がある。金は悪の根源というわけである。これほど、愚かな事はない。何んとしても無理が生じてくる。そして、皆んな無理をして生活水準を一度に上げてしまった。皆んなで中産階級になったような意識を持ってしまった。家庭に電化製品を備え、自家用車も手軽に入手した。ローンで「マイホームも作った、けれども世の中良いことづくめではない、経済成長が鈍化し不況の風が吹き出せば、今度は、なかなか下の水準に生活をおろすことが、出来なくなってしまった。金のために人間が狂って来た。コンピューターをだまし、オンラインを利用して金を盗んでマニラまで逃げる。元総理が刑事被告人で起訴されたり、金があるから、ロクなことがないのだ。

作家の藤本義一氏の説によると、金の種類はサ・シ・ス・セ・ソ・となる。

悪銭の五種類と云って、この五種類を巧みにくぐり抜けると、人生の金の運用を間違えずに済むことになる。さて、その五種類の一番目サは、「サラ金」である。街の金融と云われて、新聞に毎日大きな広告が出ている。これに手を出すと痛い目に会う。高利に追い廻されて、折角のマイホームもマイカーも手放したりして、自滅するしかない。江戸の昔に芝居見物の人達の涙をしばった。

近松門左衛門の描いた心中物の台本に出てくる、悲劇の原因はこのサラ金が、元祖である。シは死に金で、活き金の反対だ。つまらないつき合いに使う金などである。又は、捨て金である。ギャンブルに使う金で、競馬・競輪・競艇の部類であり儲かるのは、胴元だけである。しかし一度その味を占めれば、悪魔の白い粉と云われる覚醒剤のようなもので、わかっているが止められないという。

金の使い方は、みんな金を捨てている捨金なのである。セは「セリ金」競り金である。見栄のために使う金である。良い家を持ちたい、車を持ちたい、仲間よりも豪華な結婚式を挙げ、海外に新婚旅行に行きたい、これはみんな「競り金」である。ソは、損金である。「ああ損をした」と思うような金である。それも使ってしまったから気付く、金のことである。税金も損金の一種である。差出した税金が納得した状態で使われていないために、人々は、税金を損金とってしまう。納得出来れば損金とは思わないだろう。女との手切金とか慰謝料の類も損金ではないかと思う。

仕事で裁判所に入出入ることがあるが、何人かの男女が深刻な顔をしながら来ている。男女の間の問題は、常に双方に非があるからである。夫が浮気した、女房が子供を置き去りにして出ていった。最近では父子家庭相談まで行政の窓口で取扱い始めた、

女房が夫に依存しないで自立出来るようになって、手料理が下手か、不潔か無能の出しゃばりか、ヒステリーだからである。この異性関係で支払う金は、損金以外のなにものでもない。

これを現在お金の五種類と云うそうな。

### 相続税計算のしくみ

★相続税はどのようにして計算するのでしょうか。実際に相続税を計算する方法を順を追って説明してみましよう。

計算1 遺産総額を決めます。

被相続人の遺産について、何がどれだけあるかを調べ、その合計額を計算します。相続税の対象となる遺産は、次のような財産です。

- 現金・預貯金・株式・国債などの有価証券
- 家財・土地・家屋・田などの不動産
- 退職金・生命保険金

計算2 遺産総額のうち非課税財産額を計算します。

非課税財産には次のようなものがあります。

- 墓地・仏壇
- 相続人の受取った生命保険金のうち250万円×法定相続人数
- 相続人の受取った退職金のうち200万円×法定相続人数

計算3 債務の金額、葬式費用を計算します。

- 債務の金額 被相続人の借入金、未払税金など
- 葬式費用 仮葬式、本葬式、通夜の費用

計算4 正味の遺産額を計算します。(前3年以内の贈与の額を含みます。)

遺産総額計算1 - (非課税財産額計算2 + 債務・葬式費用計算3)

計算5 基礎控除額を計算します。

基礎控除額 2,000万円 + (400万円 × 法定相続人数)

計算6 課税遺産額を計算します。

正味遺産額計算4 - 基礎控除額計算5

計算7 相続税の総額を計算します。

①計算6の課税遺産額をそれぞれの法定

相続分に応じて分けます。

②各相続人の①の金額 × 速算表による税率 - 控除額 = 相続税(全員)

計算8 実際に相続した割合で計算7の相続税の総額を分けます。

計算9、計算8の税額から、相続人の個人的事情により税額控除を行います。

計算10 各人の納付税額が決まります。

昭和57年7日北海道税理士会

主婦のための税金教室より

—— 会 員 の う ご き ——

ご せ い 去

山下 吉 男 殿(札幌市東区)

昭和57年10月14日(行年57歳)

ここに謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

なお、退会者(廃業を含む)に対しては次のとおりのはがきを送付しております。

退会後の注意について

在会中は御協力有難うございました。行政書士退会後の特に留意すべき点などを次に掲げますので、御注意ください。

記

1. 無償貸与の掲示用会員之証はすみやかに本会あて返納してください。
2. 事務所の表札、看板等は、即時撤去してください。
3. 行政書士法第1条に規定の業務、いわゆる行政書士業務は行うことはできません。これを行うと罰則の適用があるので御注意ください。
4. 会員バッヂを着用し、又は名刺、表札、看板、文書等に行政書士の名称を用いて、業務の誘致等の行為はできません。
5. 正当な理由がなく、業務上取り扱った事項について、知り得た秘密を漏らすことはできません。
6. 事件簿、領収証控は法定期間保存しなければなりません。
7. 本会及び支部会費の滞納があれば、すみやかに納入精算してください。

— 退 会 —

支部名	会員番号	氏 名	区 分	退会年月日
札幌(南区)	2,523	篠原 節子	廃業	57.10.18
札幌(西区)	2,239	島田清太郎	退会	57.9.29
札幌(その他)	1,313	剣地作太郎	廃業	57.10.28
函館	1,017	遠藤 正雄	〃	57.10.1
〃	1,858	川村 秀勝	〃	57.10.2
小樽	1,690	小川正二郎	登録抹消(他県転出)	57.9.20
空知	2,324	清水 麗子	退会	57.9.28
旭川	2,200	中倉 四男	〃	57.10.16
〃	2,558	高橋 聡史	〃	57.10.1
十勝	1,760	島 良之	廃業	57.10.18
〃	2,671	郡谷 寿	〃	57.10.28
釧路	2,684	伊藤 文憲	退会	57.9.27

北海道行政書士会

参考資料

「最低賃金を守りましょう」

会報 第133号別紙

# 北海道の最低賃金

(昭和57年度改正)

(産業別最低賃金)

最低賃金の 件名	最低賃金額	時間給	適用の範囲	発 行 日
食料品製造業	3,442	431	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11.6
	3,067	384		
繊維産業	3,339	418	ただし、次の者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 衣服・その他の繊維製品製造業、メリヤス手袋製造業又は製綿業に係る業務に従事する者。	57.11.6
木材・木製品・ 家具・装備品 製造業	3,514	440	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 家具・装備品製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 軽木・同製品製造業、割ばし製造業又はアイスステップパー製造業に係る業務に従事する者。(機械の操作又は調整の業務に主として従事する者を除く。) (3) 手作業による塗り、選別、補修、包装又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11.6
	3,103	388		
ハルブ・紙・ 紙加工品 製造業	3,691	462	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業(重包装紙袋製造業を除く。)又はその他のハルブ・紙・紙加工品製造業に係る業務に従事する者。 (2) ハルブ製造業、紙製造業又は重包装紙袋製造業に係る業務に従事する者であって、手作業によるこん包、選別又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するもの。	57.11.6
	3,130	392		
出版・印刷・ 同関連産業	3,560	445	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 印刷業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11.6
	3,184	398		
窯業・土石 製品製造業	3,514	440	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11.6
	3,103	388		
機械・金属製品 製造業及び 自動車整備業 を含む 道路運送車両 の自動車の 分解整備事 業を含む。	3,566	446	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 雇入れ後6月未満の者であって、当該職種の業務に主として従事した期間が、技能習得期間を含め通算して6月未満のもの。 (2) 車上において小電電動工具又は手工具を用いて行う穴あけ、組立て、ねじ合せ、みがき又は塗油の業務に主として従事する者。 (3) 清掃、整理、片付け、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	57.11.6
	3,112	389		
卸売業	3,352	419	ただし、清掃、片付けの業務に主として従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 (注) 小売業は北海道最低賃金(下記)が適用されます。	57.11.6
石炭鉱業	5,000		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	57.2.8
金属鉱業等	5,000		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	57.2.8

(見やすい場所に提示して下さい。)

(地域包括最低賃金)

上記の産業別最低賃金が適用されない労働者に適用

北海道	3,023	380	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、上記の産業に働く労働者については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。	57.10.3
-----	-------	-----	---	---------

(精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。)

最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。

北海道労働基準局・労働基準監督署

昭和57年10月以降住宅建設資金の融資条件の一部が変更になります。

昭和57年10月1日以降の融資の申込みから、融資条件の一部が次のとおり変更になります。

1. 規模別貸付制度

住宅の規模に応じ、貸付額、貸付利率が次のようになります。

種別	57年9月30日まで			57年10月1日から		
	規 模	貸付利率	貸付額	規 模	貸付利率	貸付額
一般住宅	50㎡以上 120㎡(165㎡)以下	年5.5%	570万円	50㎡以上 110㎡(135㎡)以下	年5.5%	570万円
				110㎡(135㎡)を超え 135㎡(165㎡)以下	年6.5%	630万円
	120㎡を超え 150㎡以下(大型住宅)	財投金利 (年7.3%)	(北海道内・木造・80㎡)	135㎡を超え150㎡以下 (大型住宅)	財投金利 (年7.3%)	
高層住宅	40㎡以上 120㎡(165㎡)以下	年5.5%	750万円 (札幌市内)	40㎡以上 110㎡(135㎡)以下	年5.5%	750万円
				110㎡(135㎡)を超え 135㎡(165㎡)以下	年6.5%	810万円
建売住宅	50㎡以上 120㎡(165㎡)以下	年5.5%	820万円 (北海道内)	50㎡以上 110㎡(135㎡)以下	年5.5%	820万円
				110㎡(135㎡)を超え 135㎡(165㎡)以下	年6.5%	880万円

(注) 1 ( )内は老人(60歳以上)同居等の場合です。

2 一般住宅には、老人(65歳以上)同居等の場合で90㎡以上の住宅を建設するときは、上記貸付額のほかに、60万円の割増融資があります。

2. 段階金利制度

貸付利率年5.5%又は年6.5%(中古マンション購入資金を含む。)の融資を受ける場合は、融資後11年目以降の貸付利率は年7.3%(7.5%以内)となります。

なお、金利変更に伴い毎月の返済金は次のようになります。(貸付利率当初10年間年5.5%又は年6.5%、11年目以降年7.3%の例)

区 分	貸付額・返済期間	57年9月30日まで	57年10月1日から	差額(B-A)
一般住宅 (5.5%)	570万円・25年償還	35,002円(A)	(当初10年間) 35,002円 (11年目以降) 39,227円(B)	4,225円
高層住宅 (5.5%)	750万円・35年償還	40,276円(A)	(当初10年間) 40,276円 (11年目以降) 47,617円(B)	7,341円
中古マンション (6.5%)	530万円・20年償還	39,515円(A)	(当初10年間) 39,515円 (11年目以降) 40,940円(B)	1,425円

3. 住宅積立郵便貯金預金者に対する適用利率の変更等

住宅積立郵便貯金預金者には貸付額の全額に対し年6.0%の貸付利率が適用されていますが、57年10月1日から貸付額が通常(貸付利率年5.5%、年6.5%又は年7.3%)と割増分(貸付額175万円・貸付利率年7.3%)とに分離されることとなります。

また、57年10月1日以降の借入申込みから既存住宅(中古マンション)購入資金についても住宅積立郵便貯金預金者貸付けの対象になります。

参 考(一般住宅の場合・25年償還の例)

57年9月30日まで			57年10月1日から			
貸付額	金利	毎月償還金	貸付額	金利	毎月償還金	
745万円 (北海道・木造・80㎡)	年6.0%	48,000円/月	通常分 570万円	年5.5%	35,002円/月	
			割増分 175万円	財投金利 (年7.3%)	12,705円/月	
			47,707円/月			

4. 財形住宅資金貸付けの貸付利率の引下げ

貸付金のうち550万円を限度として、貸付利率が最初の2年間は年2%、次の3年間は年1%引き下げられます。ただし、引下げ後の貸付利率は6%が下限となります。したがって現在の貸付利率(年7.7%)が引き下げられれば、最初の2年間は年6%、次の3年間は年6.79%、6年目以降は7.79%となり、負担が次のとおり軽減されます。

貸付金	返済期間	現在の毎月償還金 (年7.79%)(A)	金利引下げ後の毎月償還金			毎月の負担軽減額		
			最初の2年間 (年6.0%)(B)	次の3年間 (年6.79%)(C)	6年目以降 (年7.79%)(D)	(A-B)	(A-C)	(A-D)
万円	25年	41,687円	35,436円	37,981円	41,003円	6,251円	3,706円	684円
550	30	39,554	32,975	35,693	39,014	6,579	3,861	540
	35	38,228	31,360	34,229	37,799	6,868	3,999	429

(注) 財投金利(年7.3%)及び財形住宅資金の貸付利率(年7.79%)については、昭和57年7月1日現在のものですが、今後の金融情勢の変動により変更されることがあります。

# 支 部 の う ご き

## 支 部 業 務 研 修 会 開 催 状 況

〔注〕（ ）は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数
札 幌	9 / 25	札幌市 雪印健保会館	民 法（総論Ⅰ）	弁護士 向 井 清 利	（517）名 57
”	10 / 2	同 上	民 法（総論Ⅱ）	同 上	（517） 61
函 館	8 / 27	函館市 共愛会館	建設業許可	渡島支庁 建設指導課土木係長 津 山 長 汎 ” 主事 玉 田 甲	（134） 37
小 樽	9 / 26 27	小樽市 朝里観光ホテル	記帳実務	小樽双葉高等学校 講師 野 坂 房 市 ” 主事 北 川 清	（66） 13
空 知	9 / 26	奈井江町 奈井江温泉	公正証書手続き	” 副会長 日向寺 正 幸	（98） 27
室 蘭	9 / 28	豊浦町 生活改善センター	農地法の理論と 手続き実務	豊浦町農業委員会事務局次長 三 好 政 巳	（53） 18
	10 / 29	室蘭市 中小企業センター	不動産取得税、料理 飲食等消費税の申告 等の法的根拠と手続 き要綱	胆振支庁 課税課 不動産取得税係長 本 所 典 一 ” 主事 山 谷 吉 宏 間接税第一係長 坂 本 靖 幸	（53） 22
十 勝	9 / 18	帯広市 勤労者福祉 センター	有限・株式会社設立 支部機構及び支部規 則（新入会員対象）	十勝支部 理事 坂 下 尊	（118） 30
	9 / 28	同 上	車庫証明 自賠責保険	十勝支部 理事 野 際 克 彦 自動車保険料率算定会帯広調査事務所長 笹 森 浩 一	（118） 23
	10 / 7	同 上	食品衛生許可 風俗営業許可	帯広保健所食品衛生係長 宮 島 武 夫 帯広警察署 防犯係長 菅 原 豊 廣	（118） 25

＝健康アドバイス＝

### 歩く効果を見なおそう！

歩く……だれにでも手軽にでき、しかもすばらしい効果をもつこの健康法を、もう一度、見直してはいかが。よく歩き、ふくらはぎの十分発達した人ほど活動力が強いといわれている。

人間の若さを決める条件に三つの「ア」があるそうです。それはアゴとアシとアレ。食い気と色気のほうは昔からいわれていることですが、もう一つ、とかく忘れがちな

のがアシである。

老化はまず足から始まるというから、アシをもっとよく使うことが長生きの秘訣とのこととです。

歩くといっても、ブラブラ歩きの散歩では効果がない。息が切れない程度の、かなり早足でサッサと歩くことが大切、ただし血圧の高い人や心臓の悪い人は要注意。

歩きすぎて心臓を悪くするなどというのもバカげた話、その辺のところも十分計算したうえで、このすばらしい健康法の効果を、もう一度見直してはいかがでしょう。

日増しに寒さに向う季節です、健康には十分ご注意下さい。



# 事務局日誌

- 9月7日 登録資格審査委員会  
 本会会議室 15:00~17:00
- 9月11日 新入会員研修会  
 12日 北農健保会館 9:30~17:00
- 14日 第3回総務部会  
 本会会議室 13:00~16:00
- 10月5日 第2回車庫証明対策特別委員会  
 本会会議室 13:30~16:00
- 8日 登録資格審査委員会  
 本会会議室 15:00~17:00
- 26日 56年度中間監査 9:30~17:00  
 業務執行 細木監事
- 27日 予算執行出納 中野監事  
 第5回常任理事会  
 婦人文化会館 15:00~16:30
- 役員・支部長合同会議  
 10:00~11:00

- 10月28日 日政連打合せ会 11:00~12:00  
 日本行政書士会連合会と北海道  
 地方協議会との打合せ会  
 12:30~14:30  
 渡辺慶吉先生叙勲祝賀会  
 15:00~17:00  
 センチュリーローヤルホテル
- 29日 第3回支部長会 10:00~15:00  
 (役員は支部長会傍聴)  
 第3回理事会 15:00~16:30  
 業務研修部民事部会  
 10:00~17:00
- 11月5日 北海道婦人文化会館  
 登録資格審査委員会  
 15:00~17:00  
 本会会議室
- 6日 業務研修部運輸交通部会  
 函館市ホテルリッチ  
 13:00~17:00

## 表紙写真説明

### 函館トラピスチヌ修道院

明治31年(1898年)に、フランスから派遣された8人の修道女によって創立されたものです。まわりの緑と赤レンガの建物がエキゾチックな雰囲気をかもし出しています。この聖域は、周囲4キロにもおよぶ外堀で囲まれ、この聖域の中で、約70名の修道女が厳しい戒律の中で自給自足の生活を営んでいる。

'82. 11 第133号・昭和57年11月15日発行

発行人 葛西義雄  
 編集人 橋本雄一  
 発行所 北海道行政書士会  
 印刷所 谷川印刷株式会社  
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)  
 タキモトビル5F  
 電話(011) 221-1221  
 221-1222

## 行政書士法令・会則・規程集訂正表

北海道行政書士会会則施行規程の一部を改正したので、次のように訂正してください。

1. 63ページ……………沿革に「昭和57年10月29日改正議決」を加えてください。
2. 63ページ……………北海道行政書士会会則施行規程第4条各号の規定中線の下の子句を線の上のように改めてください。

(定例監査)

第4条 定例監査は、次のとおり実施する。

- (1) 中間監査は、年度の中間に実施するものとし、毎年10月  
毎年概ね9月  
下旬に行う。
- (2) 決算予備監査は、出納閉鎖期直前に実施するものとし、毎年  
毎年3月  
概ね3月下旬に行う。
- (3) 決算監査は、会則第75条第1項の規定による監査とし、毎年  
毎年5月  
概ね5月上旬に行う。

### 附 則

この規程の改正は、昭和57年度の監査から適用する。